

平成七年十月二十七日受領
答 弁 第 五 号

内閣衆質一三四第五号

平成七年十月二十七日

内閣総理大臣 村 山 富 市

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員檜崎弥之助君提出通商産業省綱紀肅正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員檜崎弥之助君提出通商産業省綱紀肅正に関する質問に対する答弁書

御指摘の通商産業省の現職局長の綱紀に関する問題について、通商産業省において鋭意調査を行った結果、法令に照らして問題としなければならない事実は見つからなかったものの、個人的飲食の場所等に関し一部に誤解を招きかねない点が認められたところである。

このため、通商産業省において、関係者に注意を行うとともに、より一層綱紀の厳正な保持を図るための具体的措置を講じたところである。